

## 最高人民法院によるコンピューターネットワークのドメインネームに関連する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題についての解釈

(2001年6月26日に最高人民法院審判委員会第1182回会議にて可決、2020年12月23日に最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決した「最高人民法院による『最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)』などの18件の知的財産権関連司法解釈の改正に関する決定」に基づき修正)

コンピューターネットワークのドメインネームの登録、使用などの行為に係る民事紛争事件(以下、「ドメインネーム紛争事件」という)を正確に審理するために、「中華人民共和国民法典」、「中華人民共和國反不正競争法」及び「中華人民共和國民事訴訟法」(以下、「民事訴訟法」という)などの法律の規定に基づき、以下のとおり解釈を行う。

**第一条** コンピューターネットワークのドメインネームの登録、使用などの行為に係る民事紛争について、当事者が人民法院に訴訟を提起し、審査を経て民事訴訟法第百十九条の規定に適合する場合、人民法院は受理しなければならない。

**第二条** ドメインネームに係る権利侵害紛争事件は、権利侵害行為地又は被告の住所地の中級人民法院が管轄する。権利侵害行為地及び被告の住所地の確定が困難である場合、原告が当該ドメインネームを発見したコンピューターターミナルなどの設備所在地を権利侵害行為地とみなすことができる。

涉外ドメインネーム紛争事件には、当事者の一方又は双方が外国人、無国籍者、外国企業若しくは組織、国際組織である場合、又はドメインネームの登録地が外国である場合のドメインネーム紛争事件が含まれる。中華人民共和國国内で発生した涉外ドメインネーム紛争事件は、民事訴訟法第四編の規定に照らし管轄を確定する。

**第三条** ドメインネーム紛争事件の事件名は、双方の当事者が争う法律関係の性質に基づき確定し、かつその前にコンピューターネットワークのドメインネームを冠することとする。争う法律関係の性質を確定することが困難である場合、コンピューターネットワークドメインネーム紛争事件と称することができる。

**第四条** 人民法院は、ドメインネーム紛争事件の審理において、次に掲げる各項の条件に適合する場合には、被告によるドメインネームの登録、使用などの行為が権利侵害又は不正競争を構成することを認定しなければならない。

(一) 原告が保護を求める民事上の権益が合法的かつ有効である場合

(二) 被告のドメインネーム又はその主要部分が原告の著名商標の複製、模倣、翻訳又は音訳である場合、又は原告の登録商標、ドメインネームなどと同一又は類似のものであり、関連公衆の誤認を招くのに足りる場合

(三) 被告が当該ドメインネーム又はその主な部分について権益を享有せず、当該ドメインネームを登録、使用する正当な理由もない場合

(四) 被告に、当該ドメインネームの登録、使用について悪意がある場合

**第五条** 人民法院は、被告の行為が次のいずれかの事由に該当することが証明された場合、当該行為に悪意があることを認定しなければならない。

(一) 商業目的のために他人の著名商標をドメインネームに登録した場合

(二) 商業目的のために原告の登録商標、ドメインネームなど同一又は類似のドメインネームに登録、使用し、故意に原告が提供する製品、サービス又は原告のウェブサイトとの混同を生じさせ、ネットワークユーザーがそのウェブサイト又はその他のオンラインのサイトにアクセスするよう誤導した場合

(三) 高値での売却、貸し出し又はその他の方法による当該ドメインネームの譲渡を提案し、不当な利益を得たことがある場合

(四) ドメインネームの登録後、自分で使用せず、使用の準備もせず、意図的に権利者による当該ドメインネームの登録を阻止した場合

(五) その他の悪意の情状がある場合

被告が、紛争が発生する前にその所有するドメインネームがすでに一定の知名度を得ており、かつ原告の登録商標、ドメインネームなどと区別することが可能であることを証明する証拠を提出し、又は被告に悪意がないことを証明するに足りるその他の情状がある場合、人民法院は被告に悪意がある旨を認定しなくてもよい。

**第六条** 人民法院は、ドメインネーム紛争事件の審理において、当事者の請求及び事件の具体的状況に基づき、関連する登録商標が著名であるか否かについて、法に照らし認定することができる。

**第七条** 人民法院は、ドメインネームの登録、使用などの行為が権利侵害又は不正競争を構成することを認める場合、被告に権利侵害の停止、ドメインネームの取消を命じ、又は原告の請求に基づき原告による当該ドメインネームの登録、使用を命じることができる。権利者に実質的な損害が発生した場合、被告に損失の賠償を命じることができる。

権利侵害者が故意により権利を侵害し、情状が重大な場合、原告は人民法院に懲罰的損害賠償を請求する権利を有する。

出典：国家法律法規データアーカイブス

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3OTlkZWY5ODAxNzlhZDF1MjY1YzEONjI%3D>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。